

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 26 日現在

機関番号：32204

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730070

研究課題名(和文)性犯罪と裁判員裁判の研究 裁判における課題と量刑・処遇・対策へのインパクト

研究課題名(英文)Sex Crime and the Lay Judge System-Issues in Trials and Impacts on Sentencing, Treatments and Criminal Justice Policy for Sex Crime

研究代表者

平山 真理(Hirayama, Mari)

白鷗大学・法学部・准教授

研究者番号：20406234

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では裁判員裁判で性犯罪が審理される場合(以下、性犯罪裁判員裁判と言う)の課題をさまざまな観点から考察した。これらの課題は、量刑の変化とその理由、被害者への配慮、裁判員の負担、被告人の処遇や性犯罪対策に対する裁判員の期待等である。これらの課題について性犯罪裁判の傍聴や弁護士、また被害者団体へのインタビューを通じて考察を行った。また、比較法的視点として、米国、英国、ドイツ、ベルギーにおける市民参加型裁判の傍聴、調査を行い、とくに性犯罪事件等における課題を考察した。また、性犯罪者対策や性犯罪被害者支援について諸外国の実践例を考察した。

研究成果の概要(英文)：In this research, I analyze issues in sex crime lay judge trials. These issues include, impacts on sentencing and reasons behind that, victims support in these trials, psychological burden on lay judges, lay judges' expectation in rehabilitation of sex offenders and in criminal justice policy for sex crime. To do these analyses, I observed sex crime lay judge trials in Japan and interviewed defense lawyers and victims advocates. Also, in order to make comparison with other countries, I observed criminal trials with lay participation in the US, England, Germany and Belgium. In doing so, I especially focus issues in sex crime trials in these countries. Also, I researched criminal justice policy for sex crime (rehabilitation programs of sex offenders and reintegration system for them in community, and support system for victims of sex crime) in Japan and in other countries.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：裁判員裁判 性犯罪 量刑 被害者支援 性犯罪対策

1. 研究開始当初の背景

2009年5月21日に導入された裁判員制度の影響について、その量刑がもっとも明らかに厳罰化しているものは性犯罪事件においてである。(以下、性犯罪事件を審理する裁判員裁判を、性犯罪裁判員裁判という)。性犯罪裁判員裁判では判決文における「量刑の理由」において、被告人の処遇に対し、裁判官や裁判員の具体的な希望が述べられることも多くみられる。一方、裁判員経験者に対する調査では、裁判員制度の対象から外すものとして、性犯罪を最上位にあがっており、これは被害者の負担を考慮してのもの、と思われる。このような傾向から判断するに、裁判員制度は性犯罪の量刑、性犯罪者の処遇、性犯罪対策に大きな影響を与え得るし、また裁判における被害者への配慮の必要性を論じる大きなきっかけともなることが期待される。このような問題関心から、本研究では性犯罪裁判員裁判を様々な観点から分析しようと考えた。

2. 研究の目的

(1) 裁判員制度の影響は様々なものが指摘できるが、社会の最も大きな関心を集めるのは量刑への影響であり、この影響は性犯罪裁判員裁判において厳罰化というかたちで最も顕著に表れている。本研究ではまず、性犯罪裁判員裁判に注目し、従前と比べ、量刑がどのように変化し、またそれはどのような理由によるものか、を考察することを目的とした。そこではさらに、市民である裁判員の存在やその意見が、性犯罪の量刑にどのように反映され、また、従前の裁判官裁判による量刑との間に開きがあるのであれば、それはなぜなのか、を考察することを目的とした。

(2) 性犯罪裁判員裁判には裁判員制度自身が抱える課題が凝縮されて表れていると言える。これらの課題とは、量刑の変化、被害者への配慮、裁判員の負担、裁判員は被告人の更生にどのような期待を抱くのか、また裁判員裁判は犯罪の被害や加害を考えるうえでの啓蒙の場となるのか等々である。これらの課題を考察する際に、諸外国の制度や取組と比較しつつ論じ、わが国の性犯罪裁判員裁判と性犯罪対策(被害、加害の両方を含む)の展望について提言を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 性犯罪裁判員裁判の考察

まず、全国の地方裁判所で行われる性犯罪を罪名に含む裁判員裁判のデータを収集した。具体的には;裁判員が公判でした被告人や証人に対する質問の内容、裁判員の男女比、被害者参加制度適用の有無、量刑(とくに判決/求刑の割合)である。さらに、判決書の「量刑の理由」において、被告人の更生や処遇に対しての理由づけや期待が、裁判員から

のメッセージとしてどのように展開されるのか、に焦点を当てた。これらのデータ収集は判決書や新聞記事、また実際に傍聴することにより行った。また、性犯罪裁判員裁判の弁護を受任した弁護人に話を聞くことで、裁判官裁判ではなく裁判員裁判で性犯罪事件が審理される際の課題についての考察を行った。

(2) 諸外国の市民参加型裁判の検討

諸外国で採用されている市民参加型の刑事裁判(陪審裁判・参審裁判)においてはとくに性犯罪事件、児童虐待事件、またDV事件などのように、社会の厳罰感情がとくに向けられやすい事件を審理する際にどのような課題があるのかを考察した。この点、陪審裁判においては確かに、市民が審理し決定するのは事実認定においてのみであり、量刑には関与しないのが原則ではあるが。しかし上述のように、性犯罪事件はとくに市民の嫌悪感や厳罰感情を集めやすいため、弁護人や検察官は陪審員の選任や公判での弁論、また法廷戦術等について、性犯罪事件においては特別の課題があるのか、を考察することを目的とした。

(3) 性犯罪裁判員裁判と被害者

性犯罪裁判員裁判においては従来の裁判官裁判に比べ、量刑においてかなり明白な厳罰化が見られると指摘できる。このことは性犯罪加害者の厳罰を求める被害者にとっては歓迎すべき者と評価できるかもしれない。一方、市民が参加することで、被害者はより多くの人に被害について知られてしまう等と考え、更なる負担となっている側面も指摘できる。本研究では、性犯罪裁判員裁判において被害者への配慮はいかに進められるべきかを考察することも目的とした。

(4) 性犯罪者処遇、対策の考察

性犯罪裁判員裁判においては、性犯罪加害者(被告人)の更生に対する市民の期待や懸念は、量刑そのものや判決書の「量刑の理由」に表れる。このような期待は実際の現場でどのように活かされるのか、を考察することが必要である。そのため、本研究では、性犯罪者処遇(施設内処遇・社会内処遇)と性犯罪対策の現状を考察し、そこにおける課題を検討した。また、諸外国においてはどのような性犯罪者処遇や性犯罪対策がとられているかを調査し、我が国に活かせるものはあるのかを考察することを目的とした。

4. 研究成果

(1) 性犯罪裁判員裁判の厳罰化とその分析

まず、わが国の性犯罪裁判員裁判について、その量刑等のデータを収集した。量刑の変化を図るには様々な方法があるが、ここでは「判決/求刑」(執行猶予付判決を除く)の割合(%)を用いて考察した。裁判員制度開

始後2年間(2009年5月21日~2011年5月20日)に性犯罪裁判員裁判は205件あった(この205件は起訴件数ではなく、一人の被告人の複数の性犯罪事件が併合審理される場合、1件として数えた)。被告人の数は210人であり、そのうち実刑判決が出たのは175人であった。このうち、2人の被告人については、無期懲役を求刑され懲役30年の判決が出ているが、これは「判決/求刑」の%では表せないで、173人の被告人について検討した。この173人全体についての「判決/求刑」は82.89%であった。これを強姦致傷事件に限定すると(205件中83件)85.08%、また強盗強姦事件に限定すると(205件中40件)、85.95%、とその値はさらに高くなる。性犯罪は他の犯罪に比べ、求刑に比して厳しい判決が下されている、と言える。

ではなぜ、とくに性犯罪事件において裁判員制度導入後厳罰化傾向がみられるのだろうか。言い換えれば、裁判官裁判と裁判員裁判の間の性犯罪事件の量刑に対する「ズレ」はなぜ存在するのか。本研究ではこれに対し、いくつかの仮説を立てた。これらの研究成果は後述の「学術論文」2~5としてまとめた。

ところで、これらのデータを収集する過程で本研究におけるもう一つの関心事となったのが、裁判員のジェンダー構成である。我が国の裁判員制度では裁判員の選任手続において、両当事者側が忌避権を申し立てた後に残った候補者グループの中からさらに「くじ」で最終候補者が選ばれる。一方、米国の陪審制度では、両当事者が忌避権を行使し、最終的な陪審団を選び出す。米国ではこの選任手続で既に裁判の結果は決まってしまう、とも言われるほど、陪審員の属性(ジェンダーや職業等)は重要な情報となる。一方、裁判員制度では上述のように、「くじ」という偶然的要素が一定の役割を果たすために、裁判員の属性はそれほど議論の対象にならない。しかしながら、性犯罪事件はジェンダー・バイアスが深く関わる問題でもあり、従って裁判員のジェンダー構成に注目が集まっている(最高裁判所が2012年に発表した『裁判員制度実施状況の検証報告書』の中でも、裁判員の男女構成比が性犯罪事件についてのみ報告されていることも、この注目に応えるものであろう)。

本研究では、上述した性犯罪裁判員裁判205件中女性のみ或いは男性のみ、のようになどどちらかみの性別に偏った裁判についても考察し、これらは合計8件あったことが分かった。これはサンプル数がまだ小さいが、裁判員のジェンダーがどちらかに偏ったことで量刑に何らかの影響があったとは言えなかった。

また、性犯罪裁判員裁判を傍聴することで、そこにおける課題をより深く考察することを試みた。札幌、東京、宇都宮、大阪、神戸、高松等の地方裁判所で行われた性犯罪裁判員裁判を傍聴し、その弁護を受任した弁護人

等にインタビューを試みた。そこでは、性犯罪事件を弁護するにあたり、とくに裁判員裁判では特有の困難があるかに焦点を当て、自由に語ってもらった。

また、これまでに性犯罪裁判員裁判を弁護した経験のある弁護士らを訪問し、上記と同じようにインタビュー調査を行った。

(2) 諸外国の市民参加型裁判の検討

まず、米国において性犯罪事件、DV、児童虐待事件を中心として陪審裁判を傍聴した。ここでは、公判だけでなく、Voir Direと呼ばれる陪審選任手続も傍聴し、陪審のジェンダーや犯罪への強い嫌悪感がその判断にとくに関係し得るとされる性犯罪事件等で、弁護人や検察官がどのような質問や忌避を行うのか、を考察した。また、カリフォルニア州アラメダ郡上級裁判所ヘイワード支部において、性的虐待事件についてその評決までを連続して傍聴した。このケースでは一度はhung jury(評決不能)となり、審理やり直しとなるどころだったが、被告人が検察官との答弁取引でnolo contendere plea(不抗争の答弁)を行ったため、実刑ではなく保護観察となった、という特殊な事例であった。この被告人の弁護を担当した2人の私選弁護人に対しインタビューを行い、陪審選任において留意したことはあるか、性犯罪事件弁護には特有の困難点があるのか等を考察した。また、この裁判の傍聴記を通し、性犯罪事件と陪審裁判の課題を論じた論稿を後述「学術論文」の1としてまとめた。

また、サンフランシスコ市/郡の公設弁護人事務所において弁護士を対象とした「性犯罪事件弁護トレーニング」を聴講し、性犯罪事件の弁護を多く手がける、同事務所所属の弁護士から、弁護士の観点からみた性犯罪事件の弁護の課題について考察することができたことも意義が大きかった。

さらに、ドイツのポーフム市の地区裁判所を訪問し、性犯罪事件2件を含む合計7件の参審裁判を傍聴した。参審制度は市民と裁判官が共に審理するという点において裁判員制度と共通点の多い制度である。しかしドイツの刑事手続はわが国と異なり職権主義構造を採っていることから、裁判官が訴訟の追行責任者である構造のもとで市民参加裁判が行われるということの意義と課題を考察することができた。また、ドイツは被害者の代理人が刑事裁判に参加する制度も採用しており、わが国の被害者参加制度との比較を行うこともできた。

また、ベルギーのアントワープ市の裁判所で行われた殺人事件の陪審裁判について、冒頭手続から評決の言い渡しまでを通して傍聴した。ベルギーの陪審制度は12人の陪審員が事実認定を行うが、その後の量刑審理は12人の陪審員と3人の判事が合議で決定する、といういわば裁判員制度+陪審制度とも言うべき興味深いシステムを採用していた。ベ

ルギーもまた職権主義構造を採用しており、そのもとで市民参加型刑事裁判が行われるか、を考察することができる。傍聴後、判事、検察官、弁護士、また被害者代理人弁護士にインタビューを行うことができた。

さらに、陪審裁判研究で著名な Valerie Hans 教授（コーネル大学ロースクール）を訪問し、市民参加が裁判に与える効果についてインタビューを行った。

(3) 性犯罪裁判員裁判と被害者

上で述べたように、裁判員制度導入後、性犯罪事件にはかなり顕著な厳罰化傾向がみられる。このことは多くの被害者にとって朗報であろう。一方で、被害者は裁判官だけでなく裁判員にも自分の被害を聞かれなければならないという、新たな精神的負担を負うことも指摘されている。この点について、本研究では、被害者支援を行っている弁護士や団体を訪問し、性犯罪被害者の観点から見た裁判員制度について考察した。このことは言い換えれば、性犯罪を裁判員裁判の対象とするか否か、の議論につながる。

この点、新聞各社等の調査を見ると、裁判員経験者も性犯罪を制度の対象から外すべきものの最上位にあげており、とくに被害者への配慮という観点から問題があると位置づけられる傾向にあるようである。裁判員制度は施行後3年が経過してから見直しの検討が始まり、2013年6月に裁判員制度に関する検討会が提出した『取りまとめ報告書』のなかでも、性犯罪を一律に対象から外す必要はない、との見解が示されている。

本研究で行った被害者関係団体への聴き取り調査では確かに、性犯罪を対象とすることに反対か大きな懸念を示す意見が多かった。しかし、裁判員制度導入以前から、性犯罪事件の裁判では被害者は二次被害に苦しめられ、さらに裁判ではいわゆる「被害者の落ち度論」展開され、それを組み込んだ判決も少なくなかった。裁判員裁判ではむしろ、被害者の重い負担に対応して、様々な被害者配慮が議論、進められており、これらのことは結局、（裁判員裁判に限らず）性犯罪事件の裁判の被害者への配慮を全体的にボトムアップすることにつながると期待される。従ってやはり、性犯罪を裁判員裁判の対象とすることは意義があると考えられる。

(4) 性犯罪者処遇、性犯罪対策の考察

本研究では、英国の民間組織「Circle UK」を訪問し、同組織が保護観察所と連携して行っている性犯罪前歴者の地域内におけるサポートを調査した。また、英国の保護観察所、刑務所、警察等が連携して性犯罪者の再犯防止に取り組む、多機関社会保護規定（Multi-Agency Public Protection Arrangements, MAPPA）について調査を行った。さらに、性犯罪被害経験は他者への加害として表れ得ることから、ワシントン州重警備女子刑務所における生命尊重教育と就労支援プログラムを訪問した。また青葉女子学

園におけるオペレッタを使用した教育効果について施設職員にインタビューを行った。

(5) 学会報告

本研究の研究成果は、国内外の学会における報告というかたちで報告した。これらは個人報告というかたちだけでなく、研究代表者がオーガナイザーとなり、市民参加型裁判や性犯罪についての専門家を他の報告者としてセッションを組み報告を行った。セッションをオーガナイズして研究代表者自らも報告を行った3件を含み、合計13件の学会報告が行うことができたことは大きな成果であった。

(6) 講演会、シンポジウム等

本研究では、その研究成果を市民や学生を対象とした講演会、シンポジウムを随時開催し、社会に還元することに力を入れた。これらはこの分野の専門家を招へいし行ったものもあれば、研究代表者自身が報告を行ったものもある。具体的には以下のものを行った。2011年度；大谷剛史氏（法廷小説家）による「裁判員裁判時代における法廷小説の役割」、2012年度；大井琢氏（沖縄県弁護士会）「性犯罪裁判員裁判の課題」、Lee Tucker氏（連邦政府公設弁護士アリゾナ州事務所）「陪審制度と裁判員制度」、前野育三氏（兵庫県弁護士会）「ある強制わいせつ事件の弁護とその後」、泉悦子氏（映画脚本家）「デートDVと映画の力～裁判員制度時代のジェンダー教育～」、2013年度；Mari Hirayama, “Chatty Criminal Justice in Japan”, UC Santa Cruz, Department of Sociology of the International Law & Global Justiceにおけるゲスト講義、“Mari Hirayama, “Which Direction will the Criminal Justice Policy for Sex Crime Proceed? Possible Impacts on the Lay Judge System”, at I-House Experts Series, I-House UC Berkeley (招待講演)”, 2014年度；川畑恵子氏（NPO 団体裁判員ACT代表）「裁判員制度、市民参加でより良いものに」等、である。これらは、学会やシンポジウムとは異なり、参加者は学生や一般市民が中心である。裁判員制度ではまさに、犯罪の被害や加害について専門家ではなく市民に真摯に考えてもらうことが求められており、そのような議論を試みる場が提供できたことは大きな成果であった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 9 件)

1. 平山 真理「アメリカ刑事司法制度の重要な課題-陪審裁判と性犯罪事件」『罪と罰』第52巻3号（2015年6月）92～104頁。
2. 平山 真理「性犯罪と裁判員裁判 『市民感覚』が性犯罪問題をめぐる議論で果た

- す役割」榎本稔編『性依存症の治療』（2014年6月 金剛出版）123～132頁
3. 平山 真理「性犯罪の裁判員裁判の現状と課題 『市民の目線』は何を変えるのか」大阪弁護士会人権擁護委員会 性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（2014年2月 信山社）145～156頁
 4. 平山 真理「裁判員制度の影響、課題、展望 裁判員制度施行後2年間の性犯罪裁判員裁判の検討を通して」法社会学第79号（2013年）85～105頁
 5. Mari Hirayama, Sentencing and Crime Policy for Sex Offenders in Japan- Possible Impacts of the Lay Judge System, in Karen Harrison and Bernadette Rainey eds. , *The Wiley-Blackwell Handbook of Legal and Ethical Aspects of Sex Offender Treatment and Management* (Wiley-Blackwell 2013) pp.168-179
 6. 平山 真理「阪神・淡路大震災後の犯罪現象と関東大震災後の犯罪現象の比較」『大災害と犯罪』（法律文化社 2013年）
 7. 平山 真理「刑事裁判の劇場化と『感情を揺さぶる証拠』」『斉藤豊治先生古稀祝賀論文集』所収（成文堂 2012年12月）323～340頁
 8. 平山 真理「ジェンダーと裁判員制度 性犯罪裁判員裁判をめぐる課題」『講座：ジェンダーと法 第3巻』所収（日本加除出版 2012年12月）107～122頁
 9. Mari Hirayama, Lay Judge Decisions in Sex Crime Cases: The Most Controversial Area of Saiban-In Trials, *Yonsei Law Journal*, Vol.3 No.1 (May 2012), pp.128-160.
- 〔学会発表〕(計 13 件)
1. Mari Hirayama, “Have Sentencing Patterns Changed Since the lay Judge System Started: With a Special Focus on Sex Crime Cases” at 2015 Annual Meeting of Law and Society Association, 5/29/2015, the Seattle Westin, Seattle WA, USA.
 2. Mari Hirayama, “Sentencing Patterns: Continuations and Changes with a Special Focus on Sex Crimes “, at 2014 Annual Meeting of American Society of Criminology, 11/19/2014, the San Francisco Marriot Marquis.
 3. Mari Hirayama, “Past, Present and Future of the Criminal Justice Policy for Sex Crime in Japan- Possible Impacts of the Lay Judge System”, at the 6th Conference of Asian Criminological Society, 6/28/2014, Osaka University of Commerce, Osaka, Japan.
 4. Mari Hirayama, “Which Direction Will the Criminal Justice Policy for Sex Crime Proceed in Japan?- The Possible Impact of the Lay Judge System”, at I-House Expert Series , 3/18/2014, I House UC Berkeley, Berkeley, CA USA.
 5. Mari Hirayama, “Lay Judge Decisions in Sex Crime Cases- Impacts of “Saiban-In” on the Criminal Justice System for Sex Crime, at 2013 Annual Meeting of American Society of Criminology, 11/22/2013, the Atlanta Marriott Marquis, Atlanta GA USA.
 6. Mari Hirayama, “Re-Integration or Exclusion? The Future of the Criminal Justice Policy for Sex Crime in Japan”, at 2013 Annual

- Meeting of Law and Society, 5/31/2013, Boston Sheraton, Boston, MA USA.
7. 平山 真理「性犯罪裁判員裁判の課題 『市民の目線』が与えたインパクトは」犯罪社会学会第39回大会テーマセッション C「性犯罪裁判員裁判の課題」2012年10月27日於一橋大学国立西キャンパス
 8. Mari Hirayama, “ Comparative Study on Crime Phenomena after the Two Great Earthquakes in Japan- the Hanshin-Awaji Great Earthquake in 1995 and the Kanto Great Earthquake in 1923 ”, at 2012 International Law and Society Conference, 6/07/2012, Hilton Hawaiian Village, Honolulu, Hawaii, USA.
 9. Mari Hirayama, “ Crime Justice Policy for Sex Offenders in Japan: Possibility for Japanese Version of Megan ’s Law? ”, The 2nd Congress of East Asian Law and Society Association, 9/30/2011, Seoul, South Korea.
 10. Mari Hirayama, “ Is There Any Room for DIVO in the Japanese Criminal Justice System? ”, The 16th World Congress of Criminology, Kobe, Japan, 8/7/2011.
 11. Mari Hirayama, “ Comparative Research of Crime After the Great Earthquakes in Japan- Hanshin-Awaji Great Earth Quake in 1995 and Kanto Great Earth Quake in 1923 ”, at the Open Symposium of The 16th World Congress of Criminology, 8/7/2011, Kobe, Japan.
 12. Mari Hirayama, “ Crime Policy for Sex Offenders in Japan- Exclusive or Re-integrative? And the Possible Impact of the Lay Judge System in Japan ”, at the Session The 16th World Congress of Criminology, Kobe, Japan 8/09/2011.
 13. Mari Hirayama, “ Revenge of Shimin-Kankaku- How General People ’s Opinion Have Impacted the Criminal Justice System in Japan ”, The Annual Meeting of Law and Society Association, at San Francisco, 6/04/2011.
- 〔図書〕(計 3 件)
1. 前田忠弘・松原英世・平山 真理・前野育三『刑事政策がわかる』「第3章 刑罰」38～68頁、「第5章 犯罪被害者」105～132頁(2014年10月 法律文化社)総ページ数 209
 2. 岩下雅充・大野正博・亀井源太郎・公文孝佳・辻本典央・中島宏・平山 真理 『刑事訴訟法教室』「第4章 公判」144～168頁(2013年7月 法律文化社)総ページ数 302
 3. 平山 真理・内藤大海・辻本典央・公文孝佳・伊藤睦『刑事訴訟法入門』(橋本雄太郎編著)「第4章 刑事手続の担い手」23～28頁「第5章 刑事手続の担い手」29～57頁「第6章 犯罪被害者の地位・配慮」39～51頁(2011年4月八千代出版)
6. 研究組織
- (1)研究代表者 平山真理 (HIRAYAMA MARI)
白鷗大学・法学部・准教授
研究者番号：20406234
 - (2)研究分担者 ()
研究者番号：
 - (3)連携研究者